

I 基本的事項

1. 計画策定の目的

世界の温室効果ガス排出量は、2050年までの温度上昇を2℃以下に抑え、気候変動によって起こりうる異常気象の被害を最小限にするため、2050年までに1990年比の1/2水準まで圧縮することが求められている。2008年、わが国は地球温暖化対策として温室効果ガス排出量を2050年までに60—80%の削減を行うことを行動計画として示した。さらに、2011年の東日本大震災による原発事故に伴う電力需給のひっ迫を受け、太陽、風力、水力、バイオマス、地熱、波力などの再生可能エネルギーの導入を積極的に進めていく意向を示し、2012年7月、従来の電気事業者一任のRPS法(「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」2002年公布)から、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」FIT法(Feed-in Tariff)2012年公布)による再生可能エネルギー利用促進をスタートさせた。

これら再生可能エネルギーは、石油や石炭などの化石燃料と異なり持続可能な自然資源であり、都市を離れた農山村地帯に大量に賦存しているため、エネルギーをめぐる需給関係や立地は今後大きく変化する兆しが表れている。また、ガソリン等を必要とする内燃機関を有する自動車から電気自動車等におきかえられる時代にはエネルギー消費構造は変化し、海外から石油や天然ガスを多大に購入することによる対外エネルギー支払いも大きく変わっていく可能性がある。こうして、地方におけるエネルギーの生産・消費構造の大幅な変革の時代が始まろうとしている。

神河町においては、森が生み出す豊かな水流を利用した水力発電所などにより、再生可能エネルギー自給率は兵庫県で最も高い43.86%(千葉大学倉阪研究室+NPO法人環境エネルギー政策研究所「永続地帯2013年版報告書」)である。このような地域の強みを活かすため、地球温暖化対策やエネルギー対外支払いの削減、FIT法の活用による地域の収益事業の推進、産業振興や雇用創出による経済効果の実現に向けて、更なる再生可能エネルギーの活用が求められている。

そこで、次に挙げる基本理念と方針をもとに、再生可能エネルギー導入の検討と取り組み目標を設定する神河町再生可能エネルギー基本計画を策定する。

● 再生可能エネルギー利用の基本理念

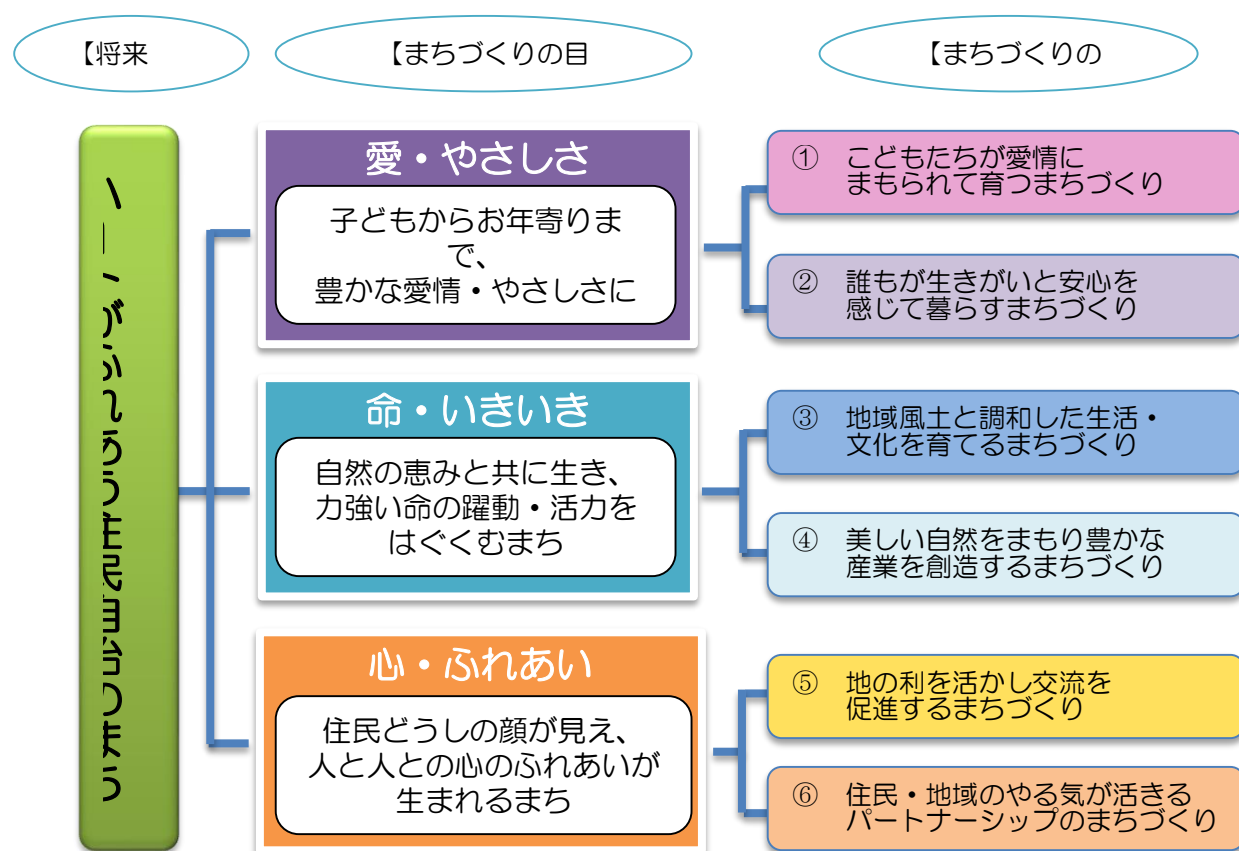
- ① 地球温暖化対策が求められる時代において、地域に豊富にある再生可能エネルギー資源の賦存量を把握し、有効活用するとともに、気候変動の結果として今後多発することが予測される自然災害に対する地域の耐久力を高めていく
- ② 豊かな自然資産は、地域および地域住民の共有財産であり、地域住民はそれを適正に利用する権利を有すると同時に、生み出される富の享受について応分の権利を有する
- ③ 神河町長期総合計画の精神と上記①、②の理念に沿って、必要な枠組みの構築と施策の推進に努める

● 再生可能エネルギー利用の方針

- ① 再生可能エネルギー利用の基本理念について、町民の理解と合意を実現すること
- ② 再生可能エネルギー利用に先立ち、その賦存量・利用可能量を町民との協働により明らかにすること
- ③ 再生可能エネルギー利用のため、地域の活力と生存力に資するよう適正な施策を推進すること

2. 計画策定の位置付けと内容

「神河町第一次長期総合計画(平成 19 年 3 月策定)」



本計画は、神河町長期総合計画の基本目標である「ハートがふれあう住民自治のまち」の実現を、エネルギーと環境という領域から推進していく。

そのために、まず、エネルギー・環境の課題に対し住民自治の立場から取り組んでいくための基礎的知識等の普及・啓発、課題について議論を行い、地区ごとの賦存量調査等を通じて、町の特性にあった再生可能エネルギーの方向性や具体的な取り組み施策を明らかにしていく。それらを住民と共有し、実際に再生可能エネルギーを導入することで、神河町ならではの産業・文化の創造を図り、持続的なまちづくりを進める。

3. 計画期間

本計画の対象期間は、平成 26 年度(2014 年度)から平成 35 年度(2023 年度)までの 10 年間とする。

4. 計画の対象地域

神河町全域

5. 計画の見直し

今後においては、第 1 次神河町長期総合計画及び国・県の政策動向を十分に踏まえ、達成状況と新たな課題を加味し、適宜本計画の見直しを図ることとする。